

○北海道電力株式会社

令和5年3月30日付けで、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社は公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています(以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。)。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、

1. 貴社が保有する電源の内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築
 2. 貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大
- について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことのある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○東北電力株式会社

令和5年3月30日付けで、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社は公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています(以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。)。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、

1. 貴社が保有する電源の内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築
 2. 貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大
- について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことがある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○東京電力ホールディングス株式会社

令和5年3月30日付けで、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社は公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています(以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。)。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、貴社及びその子会社が保有する電源の内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことのある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○東京電力エナジーパートナー株式会社

令和5年3月30日付けで、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社は公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

○中部電力株式会社

令和5年3月30日付けで、貴社は公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています(以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。)。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、貴社が保有する電源の内無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことのある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○中部電力ミライズ株式会社

令和5年3月30日付けで、貴社は公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

○北陸電力株式会社

令和5年3月30日付けで、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社は公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています(以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。)。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、

1. 貴社が保有する電源の内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築
 2. 貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大
- について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことのある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○関西電力株式会社

令和5年3月30日付けで、貴社は公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています(以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。)。また、貴社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、

1. 貴社が保有する電源の内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築
 2. 貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大
- について、令和5年5月12日付けで貴社から検討の結果を報告いただきましたが、その更なる具体化について検討を行うとともに、併せて、これを実現するための発電事業・小売電気事業の在り方についてもより具体的に検討し、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことのある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○中国電力株式会社

令和5年3月30日付けで、貴社は公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています(以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。)。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、

1. 貴社が保有する電源の内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築
 2. 貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大
- について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことのある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○四国電力株式会社

令和5年3月30日付けで、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社は公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています(以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。)。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、

1. 貴社が保有する電源の内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築
 2. 貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大
- について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことがある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○九州電力株式会社

令和5年3月30日付けで、貴社は公正取引委員会(以下「公取委」という。)から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています(以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。)。また、貴社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、

1. 貴社が保有する電源の内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築
 2. 貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大
- について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会(以下「電事連」という。)の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことがある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○沖縄電力株式会社

令和5年3月30日付けで、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社は公正取引委員会（以下「公取委」という。）から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています（以下、当該認定に係る事案を「本事案」という。）。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、

1. 貴社が保有する電源の内外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築
2. 貴社における魅力的で安定的な料金・サービスの更なる選択肢の拡大について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。

さらに、公取委による本事案の審査において、電気事業連合会（以下「電事連」という。）の会員である本事案の違反事業者が、電事連が開催する会合の機会や電事連へ出向したことがある者同士が出向期間中に構築した業務上の関係を利用して、本事案において認定された違反行為に係る情報交換を行っていた事実が認められたことから、令和5年3月30日付けで、公取委から電事連に対し、今後、本事案において認定された違反行為と同様の行為又は独占禁止法の規定に違反する行為につながる情報交換が行われないよう、電事連の会員、役員及び事務局職員に対する周知徹底を行うことが申し入れられたものと承知しています。

これを踏まえて、電事連の会員企業である貴社においても、「電気の使用者の利益を保護し、及び電気事業の健全な発達を図る」との電気事業法の目的に照らし、また、電事連自らが掲げる「エネルギーの供給責任」や「誠実かつ公正な事業活動」等の行動指針も踏まえて、小売電気事業の健全な競争に対する懸念を生じさせることのないよう、電事連における貴社の活動目的を改めて明確化するとともに、当該活動を含む他社との連携を行うに当たっては、透明性の確保のために必要な措置を講じることを指示します。

○株式会社 JERA

令和5年3月30日付けで、中部電力株式会社、中部電力ミライズ株式会社、中国電力株式会社、九州電力株式会社、九電みらいエナジー株式会社及び関西電力株式会社は公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)第3条(不当な取引制限の禁止)の規定に違反する行為を行っていたと認められたと承知しています。また、関西電力株式会社及び九州電力株式会社が一般送配電事業者の有する非公開情報の閲覧等を行っていたことを踏まえ、令和5年4月17日付けで電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の17第1項の規定に基づく業務改善命令を行いました。

その上で、こうした一連の不適切事案の再発防止及び電力システム改革の趣旨に沿った小売電気事業の健全な競争を実現するため、貴社が保有する電源の内
外無差別な卸取引の強化及びこれを通じた短期から長期まで多様な期間・相手方との安定的な電力取引関係の構築について、速やかに、その具体化について検討を行うとともに、令和5年7月28日までに報告するよう指示します。